東京都公安委員会告示第2203号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第6項により弁明の機会を付与するので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 6 日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目7番26号　有明フロンティアビルB棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 12 月 4 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

金　貴成	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-103-261013-404220）
高橋　和史	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-104-260819-204974）
株式会社ＲｅＶｉｅ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-109-261016-424746）
ＳＩＮＧＩＲＥＤＤＹ　ＧＯＶＡＲＤＨＡＮ　ＲＥＤＤＹ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-260904-202926）
劉　佰宇	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-217-260928-202420）
合同会社まなびコンサンティング	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-333-260917-413116）
古川　明輝	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-435-260911-205203）
株式会社　東興商事	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-549-260924-203560）
斉藤　陽祐	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-669-260917-203470）
ＷＵ　ＪＩＯＮＧＤＡ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-772-260907-201567）
佐藤　海斗	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-773-260924-438735）
早川　幸汰	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-779-260923-203474）